

[B. 林業統計学の研究]4. 施業計画の変遷(Ⅰ)

塩谷, 勉

九州大学農学部附属演習林 : 教授

青木, 尊重

九州大学農学部附属演習林 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1456340>

出版情報 : 演習林研究経過報告. 昭和44年度, pp.24-26, 1970. 九州大学農学部附属演習林
バージョン :
権利関係 :

の手法を用い、各要因のもつ特性相互間における親近性の強弱を尺度として、風致施業の選択基準を求めようとするものである。そのために必要な実証的研究を併せ行ない、自然休養林の地帯区分とその各施業法の選択に関する技術開発の基礎とすることをねらいとする。

(2) 研究成果

- 1) 判別関数法を適用し、風致整備地区^①と施業調整地区^②との間における小班面積基準の設定指標を、育林施業効率上から^①は2ha以下^②は5ha以上とすることの根拠を確認しえた。植栽方式、植栽方法などについても新知見をえた。
- 2) 利用者の環境生態を空間から把握する手法に、アンケート調査を繰返し実施し、^①住環境と所得構造と休養林とのコントラストによる吸引力の差は、おおむね100km半径では到達時間に左右されること。^②滞留時間・利用目的・交通手段からの日帰り型・一泊型などの類型判別の可能性、^③性別・年齢別・集団の大小などから休養林内の行動圏・施設の利用度の差異が、ほぼ区分できる見透しをつけえた。
- 3) 路傍修景用施業の効果判定のために、自然休養林内の主要滞留地帯に、間伐・枝打・植込などを実施して、景観造成と生長増進の併行施業の事例研究を行なった。

(3) 研究発表

- 1) 自然休養林施業の事例的研究(Ⅱ)・(Ⅲ)第80回目、日本林学会大会講演集 昭和44年4月
- 2) 菊池溪谷における風致保護林の森林構成 日本林学会九州支部研究論文集
第22号昭和44年5月
- 3) 自然休養林に関する基礎的研究 (Ⅰ)日本林学会九州支部大会 昭和44年10月

4 施業計画の変遷 (I)

塩谷勉・青木尊重

(1) ヤクスギ取扱い思想の変遷

大正10年の「屋久島国有林経営の大綱」(山林局通牒)は、屋久島国有林開発の基本方針を示したものであつて、地元島民の生業と森林開発との関係を広く大きく配慮することによつて、島民の生活に光明を与えようとする政策的な意義が深く識りこまれていた。

このような意図をふまえて、大正10年の第1次編成の施業案はスタートしたのである。

そこでこれから、特にヤクスギを中心としてみた施業案の移り変りをたどつてみよう。

大正10年の第1次編成施業案においては、ヤクスギの生木は禁伐(枯立木を含む)とし、伐株・伐倒木のみ採材することとする一方、ヤクスギの後継樹対策と木材生産を企画した。

そこで中腹以上では皆伐および保残木作業によりスギの上方ならびに側方天然下種更新をはかり、中腹以下では皆伐によりスギを主とした生産期間を100年とする人工植栽を行なうこととした。

ついで昭和5年の一部修正案では、東事業区の大径木保残方式を林分存置方式に改めた。それは、現実林を実査してみたところha当り85本程度しか立っていないことが明らかとなり、当初案に示された大径木をha当り100本も保残することは事実上到底不可能なことであり、またそのようにすると林冠の疎開が少なく、稚樹が発生しないため、やむなくコスギをha当り15～20本保残することに改めた。

ついで昭和6・7年の第一次検訂案では、ヤクスギは再生不可能の宝物的資源なので、その立木の伐採は出来る限り避けることとして、ヤクスギ造成のための保残木作業級の設定さえも一応は考慮してみたが、それは諸般の事情で実現するまでには至らなかった。しかしながら積極的に、コスギ大径木の群状保残(ha当り15～20本)とモミ・ツガの孤立木の伐採をはかると同時に、上方ならびに側方天然下種更新の成功を期して地拵は極力丁寧にすることとし、また立地的に優良な林地は人工植栽によることとした。

さらに昭和16年の第二次検訂案でも、ほぼ第一次案を踏襲した。すなわち、ヤクスギは伐採せずに、コスギの保残に努める一方、立地の良好な林地は皆伐し、その他の林地(尾根筋など)は点状または群状択伐として、伐期令は100年で、針葉樹帯の皆伐跡地はスギを主とする天然更新を、広葉樹帯の皆伐跡地はスギの植栽を、広葉樹帯の択伐跡地は天然更新を進めていった。

しかしながら昭和32年の第一次編成経営案では、ヤクスギに関しての特記事項もなく、伐採は皆伐、更新はスギ主体の人工植栽と大きな変化を示した。

以上から、国有林の事業が開始された大正10年以降昭和32年編成の経営計画に至るまでの推移を通覧すると、屋久島国有林に対する林野当局の態度が時代とともに大きく変化してきたことがわかる。すなわち、一つは、

(ア) ヤクスギに対する取り扱い思想の変化である。

大正10年当初は、ヤクスギに対する管理思想は全く慎重であつた。「ヤクスギは人工的に造成できない。」「ヤクスギは天然記念物であり、また学術参考資料としても貴重なものである。」よつて、生立木は絶対に伐採しないこととし、たとえ枯立木といえども採木しないという基本方針を樹立した。わずかに、伐株か伐倒木だけを採木の対象に限定していたのである。国運をかけた太平洋戦争になつた昭和16年の検訂のときでさえも、ヤクスギの生木は伐採を許さなかつたのである。

それが戦後になると、ヤクスギに対する特別の管理方針は計画案の上に特記されなくなり、「ヤクスギに対する保護管理の特定方針は企画上の表示対象とはならなくなつた」とみなければならぬ。言い方を変えれば、ヤクスギは一般林木と同様の取扱いをうけるようになったという意味になる。つきは、

(イ) ヤクスギ林に対する取扱い方針の変化である。

初め国有林では、ヤクスギの後継樹養成さえも考えたほど、その保存を慎重にしていた。

またヤクスギの保存とともに、コスギを保残木として一定の規準を定めて残し、これをベースにしてできるだけ天然更新によつて森林の維持を実現するように努力しつづけてきた。

加えて当初は、皆伐作業による人工植栽は優良立地に限られていた。だがその後、コスギの保残率と更新状況を検討して残存率を少なくし、天然更新の成功を期したが、思わしい成果をあげるまでには至らなかつた。しかしその後も、作業は皆伐と点状択伐と群状択伐とを地域選択的に採用することにして、スギ林の再造成に努力を積み重ねていつたし、伐期令も終始100年をつづけてきたのである。

(ウ) 作業地域の前進

国有林の森林開発作業は、前岳から次第に奥岳に向つて進み、昭和16年頃から全島国有林のすべてが作業対象地域として計画に上り、昭和26年には奥岳の大部分が対象になつた。

(エ) 木材増産の必要からくる皆伐作業・人工植栽主義への転換

作業級としては、初めの皆伐喬林作業から終戦後は皆伐用材林作業と名称の変更がなされたけれども、本質的には更新を実際に考慮した作業から伐採第一主義、すなわち木材生産第一主義もしくは作業本意の体制に移行していつたことは事実である。しかもそれは戦時中でさえも表面には大きく出なかつたものが、終戦後、年毎に木材増産の圧力の反映としてそれが現われ、昭和26年編成時にははつきりと計画案として実行線上にのぼつたのである。

日本経済は昭和25年6月の朝鮮戦争の勃発によつて同27年まで消費景気がつづき、一般用材の国内需要量は昭和21年の2,000万 m^3 が同25年には3,600万 m^3 へと急増し、木材価格指数は21年の16.2が25年に231.8、それが26年には342.7にはね上り、卸売物価指数の342.5を上廻るようになり、木材の相対価格も特増の方向に向う異常状態を呈しはじめたのである。この趨勢が昭和30年代へと展開されていつた結果、森林伐採もまた華々しく取り上げられて前進を開始していくことになつたのである。